

大阪狭山水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程を公布する。

令和3年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第3号

大阪狭山水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水
条例施行規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 給水装置工事（第4条—第10条）
- 第3章 給水（第11条—第15条）
- 第4章 料金、加入金、手数料等（第16条—第28条）
- 第5章 貯水槽水道（第29条）
- 第6章 雑則（第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、大阪狭山水道事業（大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第2号）第3条第2項第1号イに定める大阪狭山水道事業をいう。以下同じ。）に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

（届出義務者）

第3条 条例第7条第1項各号及び第2項各号に該当するときの届出義務者は、次に掲げるとおりとする。

- （1）給水を受けることを中止するときは、使用者
- （2）給水装置を廃止するときは、所有者
- （3）給水装置の用途を変更するときは、使用者
- （4）消防の演習のため私設消火栓を使用するときは、使用者
- （5）使用者に変更があったときは、使用者
- （6）所有者に変更があったときは、所有者
- （7）代理人に変更があったときは、所有者又は代理人
- （8）管理人に変更があったときは、使用者、所有者又は管理人
- （9）共用給水装置の使用の戸数又は箇所数に変更があったときは、使用者
- （10）貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合

において、給水装置を使用する戸数又は箇所数に変更があったときは、使用者

(11) 消防のため私設消火栓その他の給水装置を使用したときは、使用者

第2章 給水装置工事

(給水装置工事の申込み)

第4条 条例第10条第1項の規定による申込みをしようとする者（以下「工事申込者」という。）は、所定の事項を記載した申込書を提出しなければならない。

2 条例第10条第1項ただし書の企業長が定める工事は、修繕又は撤去の工事とする。

3 条例第10条第2項の規定により、工事申込者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の申込みの際、当該各号に定める書類を提出するものとする。

(1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき 所有者の同意書

(2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するとき 土地所有者の同意書

(3) その他特別の理由があるとき 利害関係人の同意書又は工事申込者の誓約書

4 前項に規定するもののほか、企業長が必要と認めるときは、建築確認の通知書の写し又は建築確認済証明書の提出を求めることができる。

5 工事申込者は、給水装置工事が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ企業長と協議しなければならない。

(1) 貯水槽水道又は水道用直結加圧型ポンプユニット（以下「貯水槽水道等」という。）を設置するとき。

(2) 配水管等の布設を伴うとき。

(3) その他企業長が必要と認めるとき。

(給水装置工事の施行)

第5条 条例第11条第2項ただし書の企業長が定める工事は、修繕又は撤去の工事とする。

2 条例第11条第2項第2号のその他企業長が必要と認めるときは、中間検査を行うときとする。

(給水装置工事の変更及び取消し)

第6条 工事申込者は、給水装置工事の変更又は取消しをしようとするときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

2 工事申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、給水装置工事を取り消したものとみなす。

(1) 手数料を納期限までに納付しないとき。

(2) 給水装置工事の承認を受けた日から6月を経過しても当該給水

装置工事を施行せず、かつ、前項の規定による届出をしないとき。

(給水装置の構成)

第7条 給水装置は、給水管、分水栓、止水栓、メーター、給水栓等をもって構成する。ただし、企業長が必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

(無償譲渡)

第8条 条例第14条の規定により工事申込者の負担で施行した給水装置工事について、配水管への取付口からメーターまでの給水装置及び止水栓は、当該給水装置工事の工事検査後に企業団に無償で譲渡するものとする。

2 前項の場合において、貯水槽水道等については、貯水槽水道等上流のメーター（以下「親メーター」という。）までの給水装置及び止水栓を譲渡するものとする。

3 3階建直結給水により2以上の独立した住宅等の施設に給水する給水装置の無償譲渡の範囲は、配水管への取付口から最初の止水栓までとする。

(工事費の算出方法)

第9条 条例第15条第1項各号に掲げる費用の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 材料費は、工事に使用する材料の数量に毎年時価を基準として企業長が定める標準単価を乗じて算出する。ただし、特殊資材又は著しく時価に変動があるものについては、その都度時価をもって材料費とする。

(2) 運搬費は、輸送方法に応じて要した実績額とする。

(3) 労力費は、作業に要する労力の算出歩数に職種別賃金の額を乗じて算出する。

(4) 道路復旧費は、道路管理者が定める復旧方法により算出する。ただし、企業長が仮復旧工事をする場合は、これに要する実績額を加算する。

(5) 間接経費は、前各号に掲げる費用の合計額に100分の10以内の率を乗じて得た額とし、その率及び算出方法については、企業長が別に定める。

(工事費の前納)

第10条 条例第16条第1項ただし書の企業長がその必要がないと認めるときは、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者が給水装置工事を申し込むときとする。

第3章 給水

(メーターの設置)

第11条 メーターの設置数は、1戸又は1事業について1個とする。ただし、企業長が給水及び建築物の構造上特に必要と認める場合は、こ

の限りでない。

- 2 貯水槽水道等を設置する場合の親メーターの設置数は、貯水槽水道等ごとに1個とする。ただし、企業長が使用水量を計量するため特に必要と認めるときは、貯水槽水道等下流の装置に別に定める基準によりメーターを設置することができる。
- 3 前項ただし書のメーターの設置者は、当該メーターを企業団に無償で譲渡することができる。
- 4 メーターは、次に掲げる位置に設置しなければならない。
 - (1) 使用者又は所有者の敷地内
 - (2) 既設管から分岐した地点に最も近い屋外
 - (3) 道路及び通路上から検針及び取替作業が容易に行うことができる場所
 - (4) 水平に設置できる場所
- 5 企業長が必要と認めるときは、メーターの位置を変更させるものとする。
(メーターの位置の変更)

第12条 使用者又は所有者は、メーターの位置の変更を要するときは、速やかに企業長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による変更に必要な費用は、使用者又は所有者の負担とする。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
(メーターの保管)

第13条 保管者は、メーターの設置場所にその点検又は修繕に支障を来すような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

- 2 保管者は、メーター又は附属器具を亡失し、又は毀損したときは、直ちに企業長に届け出なければならない。
- 3 条例第21条第3項に規定する損害の賠償額は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) メーターを亡失した場合は、前項の規定による届出時(以下「届出時」という。)のメーター購入価格
 - (2) メーターを毀損した場合は、届出時の修繕費用額
 - (3) 前号に規定する場合で修繕が不可能なときは、届出時のメーター購入価格
(給水装置の管理)

第14条 条例第23条第3項の修繕その他必要な処置の範囲は、給水装置(第8条に規定する給水装置を除く。)の修繕並びに当該給水装置が異状となった原因の調査及び再発を防止するための処置とする。

- 2 条例第23条第5項ただし書の企業長が特に必要があると認めるときは、給水装置における保管者又は第三者の過失によらない漏水に関する修繕を行うときとする。

(給水装置及び水質の検査の請求)

第15条 条例第24条第1項の検査は、企業長が必要がないと認める相当の理由があるときは、その請求を拒むことができる。

2 条例第24条第2項の特別の費用を要したときは、次に掲げるときとする。

(1) 給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

第4章 料金、加入金、手数料等

(料金)

第16条 条例第26条第1項の料金の計算において、金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 条例第26条第4項に規定する用途の適用基準は、次のとおりとする。

用途	適用基準
一般用	臨時用以外の用途に使用するもの
臨時用	工事、仮設その他臨時に使用するもの

3 1月の使用水量が基本料金に係る使用水量(以下「基本水量」という。)の限度に達しない場合であっても、所定の基本料金を徴収する。

(使用水量の端数処理)

第17条 条例第28条第1項から第3項までの規定による使用水量の計量において、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を次の計量に繰り越すものとする。

2 条例第28条第1項後段の規定により使用水量を各月均等とみなしたときに、1月当たりの使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、前月分の端数を切り上げるものとする。

3 条例第28条第4項の規定による使用水量の計量において、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(使用水量の認定)

第18条 条例第29条の規定による使用水量の認定は、次の各号のいずれかによるものとする。

(1) 前年同月分又は前月分の使用水量その他の事情を考慮して認定する。

(2) メーター機能試験の結果、特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第336条の使用公差を超える場合は、その割合に応じて算出し認定する。

(3) 前2号の規定により難しい場合は、新たにメーターを取り付け、これに基づき推定算出して認定する。

(特別な場合における料金の算定)

第19条 条例第30条第1項第1号に規定する計量期間の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの料金は、次に掲げるところにより算定する。

(1) 使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1の額とする。

(2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、基本料金の全額とする。

2 条例第30条第1項第2号に規定する計量期間の途中で用途に変更があったときの料金は、それぞれの用途の使用日数に応じて日割りにより算定する。

(給水の中止又は給水装置の廃止の届出のない場合の料金)

第20条 条例第33条第3項の規定により、条例第7条第1項第1号又は第2号に規定する届出がないときは、メーターが使用水量を示さない場合であっても基本料金を徴収する。

(中高層住宅等の各戸徴収の取扱い)

第21条 中高層住宅等の貯水槽水道等下流の装置が企業長が必要と認める条件を備えている場合においては、所有者又は代理人の申請に基づき各戸ごとにメーターを点検し、それぞれ各戸ごとに料金を算定して徴収する。

2 前項の規定により料金の各戸徴収をする場合の各戸の料金は、貯水槽水道等末流のメーター(以下「子メーター」という。)の示す水量により計算する。

3 前項の規定にかかわらず、親メーターの示す水量が子メーターの示す水量の合計量を超え、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、その超える水量に対する料金については、企業長が別に定め、所有者又は管理人から徴収する。

(1) 水槽の清掃を行ったとき。

(2) 親メーターから子メーターに至る間で漏水等があったとき。

(臨時用の場合の概算料金の前納)

第22条 条例第34条第1項の規定による概算料金の前納については、臨時用の区分による場合に適用する。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により前納する額は、企業長が別に定める。

(加入金)

第23条 同一の所有者が同一敷地内で既設給水装置を増径するときは、条例第36条第1項の規定により、増径後のメーターの口径に係る額と増径前のメーターの口径に係る額との差額を納付しなければならない。この場合、廃止する既設給水装置については、撤去しなければならない。

2 貯水槽水道等を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合は、子メーターがあるときは子メーターの口径に係る額の合計額、子メーターがないときは親メーターの口径に係る額とする。

3 条例第36条第3項ただし書の規定により、加入金は、給水を開始する前において別に期限を定めて納付させることができる。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、加入金の納付を要しない。

(1) 同一の所有者が同一敷地内で既設給水装置を撤去し、新たに同口径以下の給水装置を新設するとき。

(2) 新設又は増径しようとする給水装置が、一時的な使用に供する仮設のものであるとき。ただし、6月以上引き続き使用する場合は、この限りでない。

(加入金の免除)

第24条 条例第36条第1項の規定にかかわらず、昭和56年10月31日以前に給水契約(条例第19条の承認を受けることをいう。)をした宅地造成事業者から大野台2丁目、同3丁目、同4丁目、同5丁目及び同6丁目において宅地の分譲を受けている者が、自己使用のために給水装置を設置するときは、加入金を免除する。ただし、当該宅地を他の者に譲渡したときは、この限りでない。

(手数料)

第25条 条例別表第4第4項第4号の設計審査手数料は、申請書又は申込書1件につき1件とする。

2 条例別表第4第4項第5号の工事検査手数料は、次に掲げるとおり徴収する。

(1) 引込管1件につき1件とする。

(2) 分譲住宅、共同住宅等で給水管を布設する場合は、引込管数とは別に給水管1件を追加することができる。

(3) 貯水槽水道等を設ける2以上の独立した住宅等の施設の場合は、親メーター1件とする。

(水道施設の新設等に要する費用の負担)

第26条 条例第43条の2第1項及び第2項に規定する水道施設の新設等に要する費用は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 水道施設の新設等の工事に要する費用

ア 請負工事費

イ 業務委託料

ウ 材料費

エ 間接経費

(2) 水道施設の新設等の工事に付随する費用(以下「その他の費用」という。)

- 2 前項各号に掲げる費用の算出方法は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 請負工事費は、工事の一部又は全部を請負に付する場合において、当該請負に係る費用の額とする。
 - (2) 業務委託料は、工事のための業務の一部を委託に付する場合において、当該委託に係る費用の額とする。
 - (3) 材料費は、企業団の材料を使用する場合において、当該材料に係る費用の額とする。
 - (4) 間接経費は、前3号に掲げる費用の合計額に100分の10以内の率を乗じて得た額とし、その率及び算出方法については、企業長が別に定める。
 - (5) その他の費用は、企業長が給水に応じるために要する費用のうち、工事に要する費用以外の費用の額とする。
- 3 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

(料金等の徴収又は納付の方法)

第27条 条例第43条の3に規定する料金等の徴収又は納付の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 料金は、納入通知書、口座振替又は企業長が料金の収納事務を委託するコンビニエンスストア若しくは窓口での払込みによる方法とする。
- (2) 加入金、手数料及び第22条第1項の概算料金は、納入通知書での払込みによる方法とする。

(料金等の減免)

第28条 条例第44条の公益上特別の理由があると認めるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 使用者の善良な管理をもってしても防ぐことのできなかつた給水装置からの漏水であるとき。
 - (2) その他企業長が公益上特別の理由があると認めるとき。
- 2 前項第1号の規定により減免を受けようとする者は、給水装置の修繕を行った後に所定の事項を記載した申請書を企業長に提出しなければならない。

第5章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第29条 条例第46条第2項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。
 - ア 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - イ 水槽の点検その他有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
 - ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供

給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期的に給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

第6章 雑則

(委任)

第30条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
(大阪狭山市との水道事業の統合に伴う経過措置)
- 2 この規程の施行の日前に、廃止前の大阪狭山市水道事業給水条例施行規程（昭和45年大阪狭山市水道局管理規程第1号）、廃止前の大阪狭山市水道事業分担金徴収条例施行規程（昭和46年大阪狭山市水道局管理規程第7号）その他の水道事業に関する規程（以下「市規程等」という。）の規定によりなされた申込み、手続その他の行為は、この規程中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。
- 3 市規程等の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規程の様式により作成した用紙として使用することができる。